

薬生食監発 0129 第 2 号
令和 3 年 1 月 29 日

各

| |
|---------|
| 都 道 府 県 |
| 保健所設置市 |
| 特 別 区 |

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

食品衛生責任者の講習会の開催について

平素から食品安全行政の推進に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）において、HACCP に沿った衛生管理の制度化がなされたことに伴い、食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）に、営業者（器具又は容器包装を製造する営業者、食鳥処理の事業及び公衆衛生に与える影響が少ない営業を行う者を除く。）は、施設の衛生管理に当たって食品衛生責任者を選任することが規定されました。このことから、令和 3 年 6 月 1 日の施行に向けて、食品衛生責任者の養成の拡充等を図るため、養成講習会の実施をお願いしているところです。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い、各都道府県等において予定されていた食品衛生責任者養成講習会等の開催が中止又は延期になるなどの状況が発生しています。このような状況を踏まえ、令和 3 年 6 月 1 日の施行に向けて、従来の集合型に加え e-ラーニングその他の方法を積極的に活用し、食品等事業者の受講機会の確保や利便性を確保しつつ、食品衛生責任者の養成を行っていただくようお願いいたします。

なお、e-ラーニングによる養成講習会の実施については、食品衛生管理に関する技術検討会においても本人確認や学習した内容の理解度の確認方法などについて意見をいただいているところです。

今般、添付の公益社団法人日本食品衛生協会が構築した e-ラーニング講習会の内容等を確認したところ、妥当なものであると判断しましたので、e-ラーニング講習会を推進する上で、業務の参考としてお知らせします。

なお、e-ラーニング講習会の推進に当たっても、「食品衛生責任者の取扱いについて」（令和2年1月17日付け薬生食監発0117号第1号）により通知したとおり、全国的に統一された内容での研修、また、受講修了者の情報を適切に管理することが重要となりますので、このことについて特段の御配慮をお願いいたします。

(参考)

公益社団法人日本食品衛生協会の e-ラーニングによる食品衛生責任者養成講習会の概要

1. コンテンツ

令和2年1月7日付け薬生食監発 0117 第1号のカリキュラム・時間数に合わせて改訂した「食品衛生責任者ハンドブック」（日本食品衛生協会出版）をテキストとし、本書に沿ったコンテンツとしている。

2. 本人確認

ログイン時に ID、パスワードを入力するほか、顔認証（生体認証）を行う。なお、顔認証は、受講時、試験の際にも行う。

3. 受講の確認

顔認証により受講時の確認を行うほか、飛ばし見・早送りの防止、1時間放置による停止、單元ごとの試験（ランダム出題）により、受講の確認を行う。

4. システム提供

令和3年4月を予定している。

5. 受講料

標準的な受講料として1万円（消費税込み、日食協及び各都道府縣市食品衛生協会に必要な経費を積算したもの）としている。

6. その他

自治体によっては、講習内容に条例の内容を追加すること等もあることから、受講者は勤務先（学生などは自宅）の地域での受講となる。